

整理番号	
区 分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験 <input type="checkbox"/> 使用成績調査 <input type="checkbox"/> 特定使用成績調査 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

業務委託に関する覚書

国立大学法人秋田大学（以下「甲」という。）、（治験依頼者の名称）（以下「乙」という。）及び（業務受託者の名称）（以下「丙」という。）は、甲乙間にて 年 月 日付で契約締結した治験契約書（以下「原契約書」という。）に基づく（被験薬又は被験機器の化学名、原材料名又は識別記号）の治験（以下「本治験」という。）の実施に際し、以下の各条のとおり覚書を取り交わすものとする。なお、乙から丙が受託した本業務において、原契約における乙の遵守すべき各条項を丙は遵守するものとする。

（委託される業務）

第1条 甲は、乙が開発業務のうち次に規定される業務を丙に委託することを承認する。なお、乙丙間の業務の委受託に関しては、乙丙間にて 年 月 日付で契約締結した業務委託契約書（以下「原委託契約書」という。）によるものとする。

- ① （委託業務1）
- ② （委託業務2）
- ③ （委託業務3）

：

：

（業務の実施）

第2条 丙は、本覚書のほか原契約書並びに原委託契約書に基づき、本業務を実施するものとする。

（本覚書の効力等）

第3条 本覚書は、覚書締結日から原契約書の変更等にかかわらず本治験の終了までの間、効力を有するものとする。

2 本覚書に規定する事項は、甲乙間の協議により、変更又は解除することができるものとする。

（責任の所在）

第4条 乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。ただし、丙は、本条の規定により、原委託契約書に基づく丙の乙に対する責任を免れない。

（その他）

第5条 製造販売後臨床試験については、本覚書中「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替える。使用成績調査、特定使用成績調査については、本覚書中「治験」を「製造販売後調査」、「被験薬」「被験機器」を「被調査薬」「被調査機器」、「開発業務」を「製造販売後調査業務」と読み替える。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、甲乙丙各1通を保有する。

年 月 日

甲 秋田県秋田市手形学園町1番1号
国立大学法人秋田大学
学 長 山本 文雄 印

(住所)
乙 (名称)
(代表者) 印

(住所)
丙 (名称)
(代表者) 印

コメント [1]: 学長交代のため (2016年4月1日~)

削除: 澤田 賢一